

V-5

## 病弱・身体虚弱教育

### (1) 病弱・身体虚弱特別支援学級

病気等のため医師の診断を受け、持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度の児童生徒や、病弱ではないものの、安全面や生活上について配慮が必要で、日常生活において持続的に生活の管理を必要とする程度の児童生徒が対象です。各教科の指導のほかに、健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導を行います。

### (2) 指導に当たっての考え方

病弱教育においては、病気等の種類や状態などが多様であり、身体の病気等であっても心理面にも影響を及ぼすことがあるため、教育を行う上で必要とされる病気等に関する知識を得るとともに、治療への不安や学習の不安など、病気等の児童生徒の気持ちを理解した上で指導に当たる必要があります。

病気等の児童生徒は、家族や職員に対し、心配を掛けることは悪いことだと思ったり、病気の回復が思わしくなかったりすることで強い自己不全感をもちやすいため、良いところや頑張っていることなどを見つけて適切に「褒める」、「認める」ことで自尊感情を高め、頑張る力を引き出すことが大切です。

### (3) 教育課程の編成に当たって

病弱・身体虚弱の児童生徒は、医療や生活の管理が必要なため、学習時間の制約があったり一斉の学習活動に困難が生じたりする場合があります。入院や治療のために学習空白となっている実態を把握し、必要に応じて指導内容を精選したり、指導の効果を高めるために教材・教具を工夫したりすることが大切です。

また、病気等の状態を考慮しながら、可能な範囲で通常の学級の児童生徒と、直接的・間接的に活動を共にする機会を積極的に設けることが重要です。

#### 指導のポイント

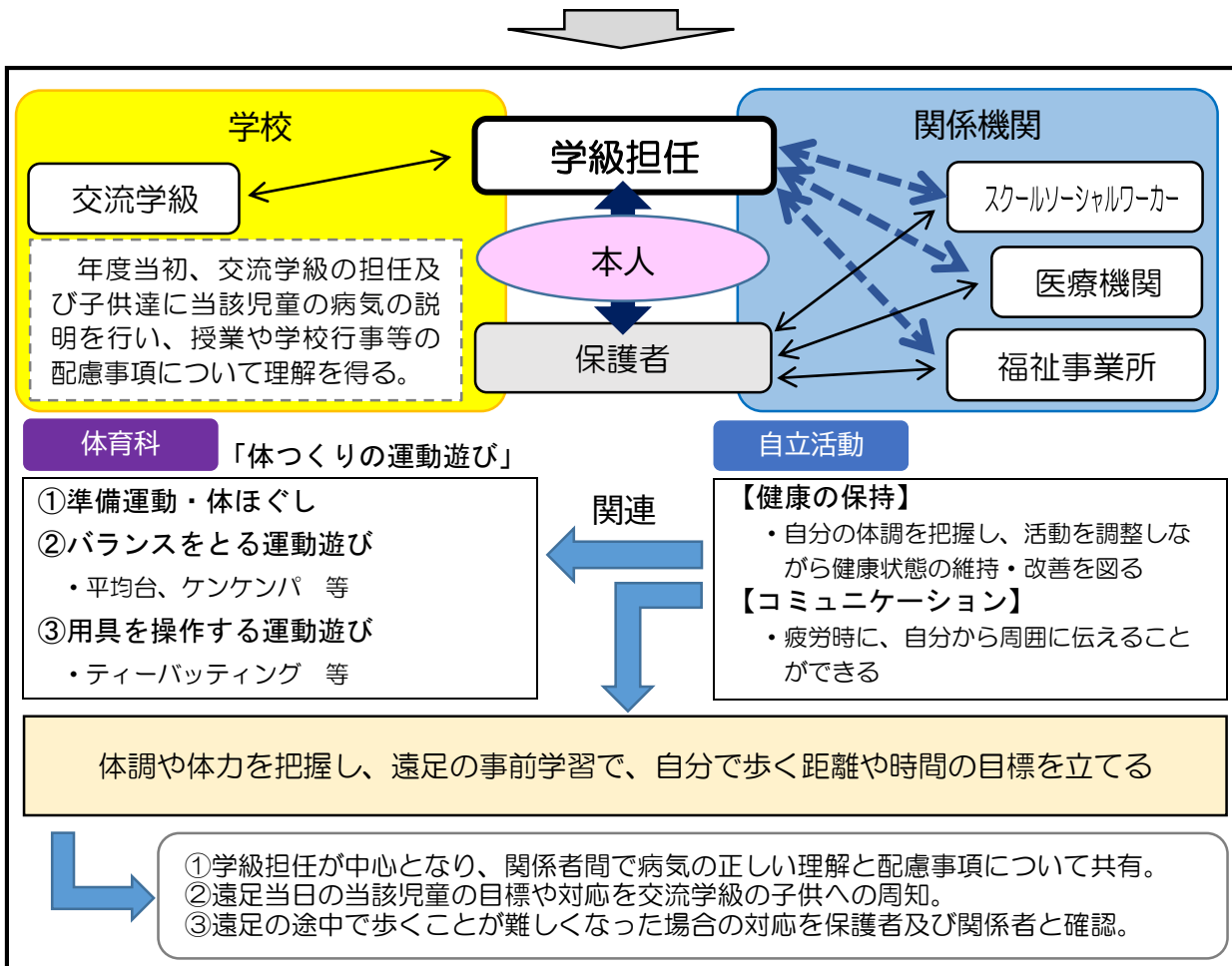
- 必要な服薬を守る力や心身の状態に応じて参加可能な活動を判断する力、必要な時に支援を求める力など、病気等の自己管理能力を育成することが重要です。
- 入院や自宅療養等で通学することが困難な児童生徒に対し、Web会議システムを活用した同時双方向型の授業配信や遠隔地の友達との交流、VR動画等の活用などICTを活用して学習の機会を確保したり体験不足を補ったりするようにします。
- 指導上の配慮事項を把握するために、本人や保護者の許可を得た上で、主治医等から病気の状態について必要な情報を得るようにします。

# 事例

## 遠足に向けた、運動制限等のある児童の自己管理能力を高める指導と交流及び共同学習の充実

### 児童の実態

- ・ 小学校第2学年の女児で病弱・身体虚弱特別支援学級に在籍している。
- ・ 先天性ミオパチーの診断を受けている。
- ・ 体幹が弱く、転倒に注意を要する。また、疲労しやすいため、普段は独歩で移動可能だが、かつては長距離移動時に車いす等を利用していた。



### 【取組のポイント】

- 各教科等の指導と自立活動の指導との関連を図る。
- 関係機関と日常的に連携を図り、当該児童の病気に対する配慮事項を関係者間で共通理解するとともに、周囲の子供にも分かりやすく伝える。

### 【成果と課題】

- 保護者や関係機関との連携によって、遠足の当日に友達と一緒に歩いたり遊んだりできた経験が自信となり、以前よりも、体育や自立活動に前向きに取り組むようになった。
- 主体的に活動する意欲が高まり、困った時に自分から周囲に援助を求める場面が増えた。
- ▲ 今後も、当該児童が自分の病気に対する対応について理解を深め、適切に対応することができるよう、指導を継続する必要がある。